

## 単位、進級及び卒業の認定に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、専門学校YICリハビリテーション大学校学則(以下「学則」という)第9条および第11条の規定に基づき、専門学校YICリハビリテーション大学校における全科目の単位認定、進級および卒業認定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (履修)

第2条 履修とは、本校が定める教育課程の授業科目に当該学年を通して参加し、その出席時数が、講義科目においては授業時数の3分の2以上、演習及び実習科目においては5分の4以上であることをいう。

### (単位認定)

第3条 授業科目の単位認定は、考査の結果に基づき、職員会議を経て、学校長がこれを行う。  
2 科目の単位認定は、当該科目を履修し、その成績評価が「可」以上であることを要件とする。

### (既習得単位認定)

第4条 教育上有益と認めるときは、本人の申請により指定規則に従い入学前に修得した単位を本校の単位(以下、「既修得単位」という)に替えることができる。  
2 既修得単位として認められるのは、基礎分野の授業科目単位とする。また、履修内容が本校の内容を包括し、履修時間または履修単位が同等以上であることを要件とする。  
3 既修得単位の認定を希望する学生は、「既修得単位認定申請書」とともに卒業大学等の成績証明書を提出しなければならない。

### (聴講)

第5条 聴講とは、既に単位を修得した授業科目を受講することをいう。  
2 校長は、特定の科目を聴講しようとする学生に対し、当該科目の授業に支障がないと認めるときは、聴講を許可することができる。  
3 聴講を希望する学生は、当該科目につき「聴講科目届」を提出しなければならない。  
4 聴講を許可された科目については、授業に出席し期末試験を受験しなければならない。  
5 聴講科目につき期末試験の成績が既修得単位の成績を上回った場合、これを認定する。

### (進級)

第6条 校長は、次の各号に該当する者について、進級判定会議を経たうえで、進級を認定することができる。  
(1) 成績評価がすべて可以上であること。  
(2) 学費および教材費が納入されていること。

- 2 進級の条件が満たされない者は留年とする。ただし、進級判定会議において上記を満たす見込みがあると認められた場合は、条件を付して進級とすることがある。

(卒業)

第7条 校長は、次の各号に該当する者について、卒業判定会議を経たうえで、卒業を認定し卒業証書を授与することができる。ただし、特別な事由がある場合で、職員会議において認められたときはこの限りではない。

- (1)成績評価がすべて可以上であること。
- (2)学費および教材費が納入されていること。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成21年4月1日より一部改正する。
3. この規程は、平成25年4月1日より一部改正する。
4. この規程は、平成29年2月1日より一部改正する。